

美祢社会復帰促進センターにおける再犯防止・地方創生連携協力事業
基本協定書

国民が安全で安心して暮らせる社会を実現するためには、犯罪をした者等が、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残されない」社会を実現することが必要であり、そのためには、国、地方公共団体及び民間団体・企業等が緊密に連携協力し、再犯防止策を総合的に推進する必要がある。

また、地方の人口減少に歯止めをかけ、地方の自律的な活性化を促すためには、地域がその持てる強みを活かした持続的な地域社会を実現することが重要であり、美祢市においては、美祢社会復帰促進センター（以下「センター」という。）の人的・物的資源を「地域の強み」と捉え地方創生策を推進している。

さらに、民間企業が再犯防止策に参画することは、国民が求める安全で安心して暮らせる社会の実現に直結するものであり、安全・安心な社会が実現できれば、刑事罰の執行に係る社会的コストの低下のみならず、経済的にも活発で収益性の高い社会を実現することができ、地域振興に資することにもなり、民間企業の社会貢献として意義深いものとなる。

このような現状に鑑み、国、美祢市、ヤフー株式会社及び株式会社小学館集英社プロダクションは、センターにおける再犯防止・地方創生連携協力事業（以下「本事業」という。）を実施することとし、次のとおり合意する。

（目的）

第1条 本事業は、センターにおいて、国、美祢市、ヤフー株式会社及び株式会社小学館集英社プロダクションが連携協力して、「ネット販売実務科」を受刑者を対象とした職業訓練として実施することにより、受刑者の改善更生及び社会復帰を支援し、地域ぐるみの再犯防止に資する取組の充実を図るとともに、職業訓練を通じて受刑者が地域振興策に貢献することにより、地方創生に資する取組の充実を図ることを目的とする。

（事業内容）

第2条 本事業では、前条の目的を達成するために次の各号に定める業務を行う。

- 一 センターに収容される受刑者を対象とした職業訓練「ネット販売実務科」の企画及び実施
- 二 前号の職業訓練の対象受刑者の選定、受講中の戒護及び訓練実施後の評価
- 三 第一号の職業訓練の実施に必要な設備・機器等の提供及び維持管理
- 四 第一号の職業訓練の実施に必要な講師及び実習先等の確保
- 五 第一号の職業訓練の一環として実施する、美祢市又は同市の関係団体が運営するネットショップのストアサイトの制作及び運営に係る支援

六 その他前条の目的に照らし必要な業務

(事業分担)

- 第3条 国は、本事業において、前条第二号の業務を実施するほか、必要に応じ第六号の業務を実施する。
- 2 美祢市は、本事業において、前条第五号の業務を実施するほか、必要に応じ第六号の業務を実施する。
- 3 ヤフー株式会社及び株式会社小学館集英社プロダクションは、本事業において、前条第一号、第三号、第四号及び第五号の業務を実施するほか、必要に応じ第六号の業務を実施する。

(経費負担)

- 第4条 本事業の実施に必要な経費については、本基本協定に基づき各当事者間で締結する契約書等において規定する。

(協議会)

- 第5条 各当事者は、本事業に関する事項を協議するための協議会を設置する。協議会の設置及び開催に係る費用は、各当事者の負担とする。
- 2 協議会の構成員は、法務省矯正局長、美祢市長並びにヤフー株式会社及び株式会社小学館集英社プロダクションの代表取締役がそれぞれ指定する者とし、協議会は、当該構成員の求めに応じ、法務省矯正局長が招集する。
- 3 協議会の運営に必要な事項は、各当事者間で協議の上、別途定める。

(有効期間)

- 第6条 本基本協定の有効期間は、本基本協定締結の日から1年間とし、いずれかの当事者が他の当事者に対して本基本協定を解除する旨の書面による通知を30日前までに行わない限り更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。
- 2 前項の定めにかかわらず、第4条に定める各当事者間で締結する契約書等(ヤフー株式会社及び株式会社小学館集英社プロダクション間で締結予定の「職業訓練に関する業務委託契約書(仮)」、美祢市及び株式会社小学館集英社プロダクション間で締結予定の「ストアサイト制作委託契約書(仮)」)のいずれか一つでも締結できないことが明らかになった場合、本基本協定は有効期間満了を待たずに終了し、更新されないものとする。

(本協定の変更)

- 第7条 本基本協定は、当事者全員の書面での合意による場合にのみ、変更することができる。

(雑則)

第8条 本事業の実施に係る細目については、本基本協定を基本として、当事者間で協議の上、別途定める。

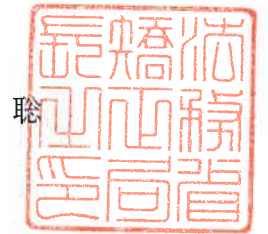
2 本基本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、当事者間で協議の上定める。

以上を証するため、本基本協定書4通を作成し、国、美祢市、ヤフー株式会社及び株式会社小学館集英社プロダクションは、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年6月18日

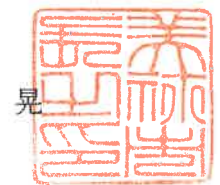
国

法務省矯正局長 富山



美祢市

美祢市長 西岡



ヤフー株式会社

代表取締役 宮坂



株式会社小学館集英社プロダクション

代表取締役社長 都築 伸一郎



